

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
1	R1.10.7	R1.11.20	平成27年度に提起された審査の申出のうち、家屋で認容となった7件の決定書及び理由書	187	1					1	1									<p>(7条2号) 当該事項(事件番号等)は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、訴訟当事者が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 当該事項(申出人の氏名等)は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条3号) 当該事項(事件番号等)は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、訴訟当事者が法人である場合、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため 当該事項(申出人の名称等)は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報(申出人の氏名又は名称等)は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため</p>	東京都固定資産評価審査委員会
2	R1.10.29	R1.11.12	(1) 東京地方裁判所公文書不開示処分取消等請求事件の判決正本(口頭弁論終結日 平成25年12月20日) (2) 東京高等裁判所公文書不開示処分取消等請求控訴事件の判決正本(口頭弁論終結日 平成26年10月23日) (3) (1)(2)に係る上告及び上告受理申立て事件の最高裁判所の決定正本	43	1					1	1				1					<p>(7条2号) 当該事項(事件番号等)は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため 当該事項(原告名等)は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条3号) 当該事項(事件番号等)は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条6号) 当該事項(事件番号等)は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため</p>	東京都固定資産評価審査委員会